

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の概要及び立地

熱海市は、静岡県最東部、伊豆半島の入口に位置し、東西 7.52 km、南北 13.9 km、総面積は 661.7 km²で、その南東 10.3 km には静岡県唯一の有人離島である初島がある。北東側は千歳川を県境として神奈川県に面し、南側は伊東市、西側は函南町と伊豆の国市に接している。三方を山に囲まれ、東は相模灘に面している。本市西にある箱根外輪山から続く尾根筋から東の相模灘に向かって傾斜した起伏ある斜面に発展した。急峻な地形のため平坦地が少なく、海岸から山腹にかけて階段状に発達しているため、コンパクトな市街地が形成されている。



交通アクセスは、東京から新幹線で約 50 分と首都圏からアクセスしやすい環境にあり、伊豆縦貫自動車道の整備等により、自動車でのアクセス性も向上している。



(2) 地域の災害リスク

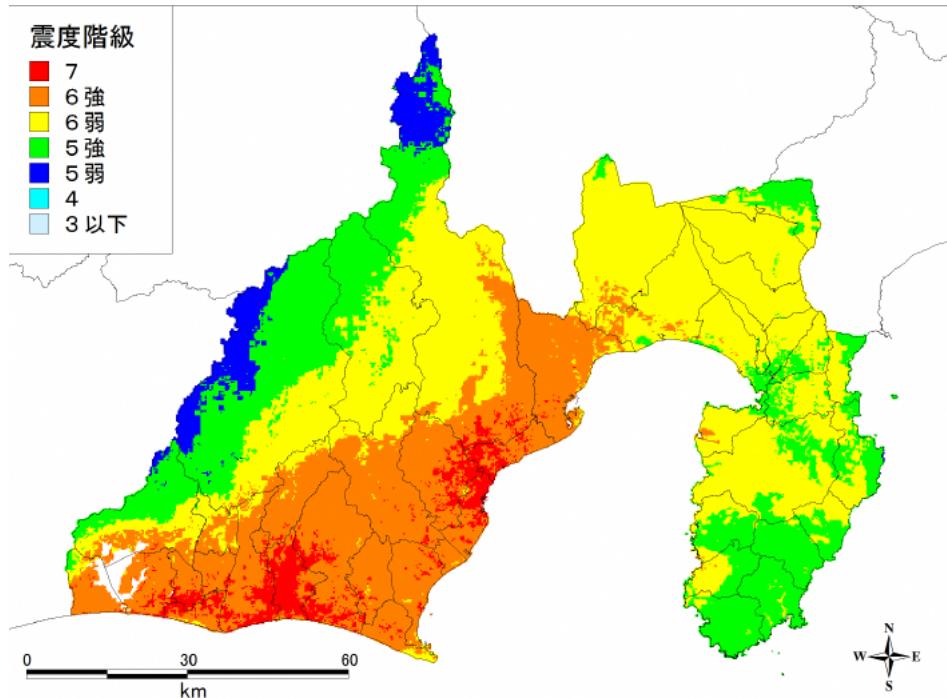
〈土砂災害〉

市内では、砂防指定地が25箇所、急傾斜地崩壊危険区域が19箇所、土砂災害警戒区域が301箇所（このうち地すべり危険箇所が1箇所）指定されており、降雨時及び地震時の被害が予想される。なお、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所でも局地的な豪雨、地震等によって崩壊する恐れがある。

〈地震・津波〉

静岡県では、平成25年6月に公表した「静岡県第4次被害想定」があり、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象とすることとしている。

レベル1の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約17万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約5千5百人、レベル2の被害想定では、最大で「地震動による建物全壊数」が約19万1千棟、「建物倒壊による死者数」が約7千8百人と想定されており、当市においてもこれまでにない被害を受けることが見込まれる。日頃から災害に関するリスク対応が求められるものとなっている。



（引用；静岡県第4次地震被害想定におけるレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）での推定震度図）

区分		L 1		L 2	
想定地震		東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5 地震総合モデル	大正型関東地震	南海トラフ巨大地震	①元禄型関東地震 ②相模トラフ沿いの最大クラスの地震
震源域		駿河トラフ・南海トラフ(駿河湾から四国沖)	相模トラフ(相模湾から房総半島沖合)	南海トラフ(東海から九州にかけての太平洋)	相模トラフ(相模湾から房総半島沖合)
マグニチュード		8. 0～8. 7	8. 2程度	9. 0程度	①8. 5程度 ②8. 7程度
震度		6弱	6強	6弱	7
津波	津波高 最大	2 m	7 m(初島除く) 8 m(初島)	5 m	1 4 m(初島除く) 1 8 m(初島)
	津波高 平均	2 m	5 m(初島除く) 5 m(初島)	4 m	1 0 m(初島除く) 1 1 m(初島)
	到達時間 最短	2 4分	3分	2 4分	3分
	到達時間 最大波	3 6分	4分	3 1分	3分
人的被害(死者)		約10人	約1, 400人	約60人	約1, 900人
(静岡県第4次地震被害想定における熱海市の地震・津波想定)					
〈感染症〉					
新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、既出のウイルスの抗原性から大きく異なる新型のウイルスが出現すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。熱海市では、平成27年8月に「熱海市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う令和2年4月の「緊急事態宣言」などの行動規制により、他の市町同様、社会経済活動に大きな打撃を受けたこともあり、感染症の流行は一つの災害であると考えられる。					
(3) 商工業の状況					
商工業者数の推移 平成26年 2, 863 平成28年 2, 630 令和3年 2, 356					
【資料: 热海市統計表「事業所」】					
(4) これまでの取組					
1) 热海市の取組					
〈地域防災計画の策定〉					
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、市民及び一時滞在者の生命、身体及び財産を一般災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るために、热海市の防災対策の大綱を定めた「热海市地域防災計画」を策定している。					

〈防災訓練の実施〉

過去3年間の防災訓練実施計画

実施年度	実施年月日	訓練名
令和3年度	令和3年6月6日	土砂災害・全国防災訓練
	令和3年12月5日	地域防災訓練
	令和4年3月6日	津波避難訓練
令和4年度	令和4年6月5日	土砂災害・全国防災訓練
	令和4年8月28日	総合防災訓練
	令和4年12月4日	地域防災訓練
	令和5年3月5日	津波避難訓練
令和5年度	令和5年6月4日	土砂災害・全国防災訓練
	令和5年9月10日	総合防災訓練
	令和5年12月3日	地域防災訓練
	令和6年3月3日	津波避難訓練

〈防災出前講座〉

熱海市では、依頼があれば隨時危機管理課職員による防災出前講座を実施している。主な内容として、防災ガイドブックを使用した説明、「わたしの避難計画」の普及等を行っている。

(実績：令和3年度…8件、令和4年度…16件、令和5年度…20件)

〈地域防災連絡会議〉

各避難所単位で定期的に行われている地域防災連絡会議に出席し、災害発生時において、学校関係者、自主防災組織との連携できるよう協議している。

〈主な防災用品備蓄状況 令和6年4月1日現在〉

防災用品名	数量
備蓄食料	44,750 (食)
非常用飲料水	5,280 (本)
簡易トイレ	7,865 (個)
毛布	26,450 (枚)

2) 当商工会議所の取組

- ・管内事業所のBCP策定を促進する為のセミナーの開催
- ・管内事業所のBCP策定を促進する為の支援施策（金融・税制）の周知
- ・管内事業所のBCP策定を支援する為の専門家による個別相談会の開催
- ・令和3年7月豪雨により発生した土石流災害へのボランティア派遣
- ・同災害からの復旧に資する補助金制度の周知・申請支援

II 課題

- ・東日本大震災以降、管内事業所のBCP策定に向けて様々な取組を行ってきたが、BCPを策定した事業所は極僅かに留まっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の大流行や建設残土の不法投棄を原因とする土石流災害、南海トラフ地震臨時情報など、事前の準備や想定が全く出来ていない事象が連続している。
- ・災害が発生した場合復旧支援に当たる職員の知識（行政の災害補償や保険金の請求）の不足。

III 目標

熱海市では東日本大震災以降、全国各地の自然災害を教訓に熱海市地域防災計画を策定し、防災体

制の整備に努めると共に「自助」「共助」を中心とした意識啓発を図ってきたが、近年では多種多様な災害リスクへの対応が求められている。

とりわけ小規模事業者はこうしたリスクへの対応がおざなりとなり、事前の防災や発災後の速やかな復旧に向けた初動が遅れがちになる。熱海市と熱海商工会議所は一致協力のもと、特に管内小規模事業者に対して、災害を正しく怖れ適切に備えられるよう、事業継続力の強化を図る為に次に掲げる取組を行う。

(1) 管内事業所のBCP策定・事業継続力強化計画策定支援

事前に想定できるあらゆる災害に備えられるよう、BCP策定セミナーや個別相談会(訪問指導含む)を開催するBCP策定や事業継続力強化計画の策定支援にあたっては、静岡県中小企業診断士協会と連携を図る。

支援目標数：年間5件

(2) 被害状況の把握・報告に必要な情報共有ネットワークの構築

令和3年7月豪雨による土石流災害では、当所職員が直接被害に遭われた事業所やその知り合いと推定される関係諸団体・被災地周辺在住関係者等、個人的なネットワークを駆使し、安否確認や被災状況の把握に努め、行政への情報提供を行った経緯がある。

自然災害等発災後に速やかに被害状況を把握するため、熱海市や関係団体と協議を行い、あらゆる連絡手段を想定した情報共有ネットワークを構築する。

(3) 発災後の早期復旧に資する融資・保険制度の準備

発災後に速やかに事業継続に向けたアクションを起こす為に必要な、資金の確保を事前に準備する。BCP策定を通じて、静岡県信用保証協会のBCP特別保証予約認証の取得を促進させるとともに、連携する損害保険会社により、あらゆる災害に備える為に必要なビジネス総合保険の普及を図る。

支援目標：BCP特別保証予約認証年間3件、ビジネス総合保険新規加入年間5件

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

令和6年1月1日に石川県能登半島にて発生した大地震では、当市も立地する半島特有の被害状況や復旧の難しさがクローズアップされた。能登半島には国内でも有名な観光地が多く災害発生時の対応やその後の復旧に向けた動きなど、観光地である当市が参考にできることが数多くある。

近年当市を襲った様々な自然災害リスクのうち、今後も想定され対策の余地があると考えられる大地震（津波含む）や豪雨災害について、事業者が事前にでき得る備えや、発災時の行動指針、復旧への足がかりなどを準備できるように支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- 発災後の早期復旧に資するビジネス総合保険の拡販を連携する損害保険会社と行う。
- 発災後の早期復旧に資するBCP特別保証の内定取得企業を増加させる。

2) 熱海商工会議所自身の事業継続計画の作成

- 令和2年に「熱海商工会議所 災害時対応マニュアル」を制定しているが、当所が被災した場合にも業務を継続できるよう、熱海市と協議した上で事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- 静岡県中小企業診断士協会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 熱海市産業振興室や危機管理課職員と年1度、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害が発生したと仮定し、熱海市との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に電話やSNS、災害用伝言ダイヤル等を利用し、職員の安否報告を行う。合わせて業務従事の可否、大まかな被害状況（近隣家屋被害や道路状況等）等を職員間で共有する。
 - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熱海市における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
- ・当所と熱海市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ・職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自分がまず安全確保をし、警報解除後に岡出勤する。
 - ・出勤できる職員数に応じた応急対策を定め、出勤できない職員ができる応急対策も定める。
 - ・経営指導員は巡回可能な場合は出来る限り巡回をして事業所の被害状況を確認し、不可能な場合はあらゆる連絡手段を使って経営者の安否確認を最優先に行い、熱海市と情報共有する。
 - ・当所会館が被災により使用できない場合には、予め熱海市と協議して当所の災害対策本部（緊急相談窓口）を置く場所を確保しておく。
- （被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲【地区内の10%程度の事業所】で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

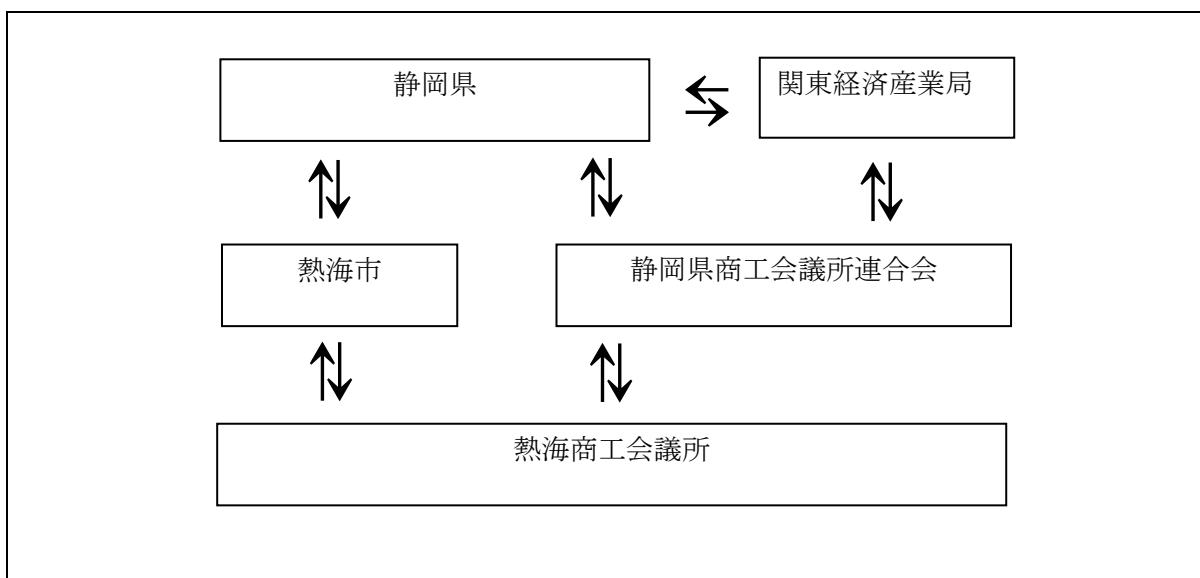
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と熱海市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は熱海市より県へ速やかに報告する。



○ 被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	被害状況 • 建物の状況（全壊、半壊等） • 浸水の状況（床上、床下） • 機械設備の状況 • 製品等の状況
被害額（千円）	
〃 内訳	建物、機械設備、製品、その他

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、熱海市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

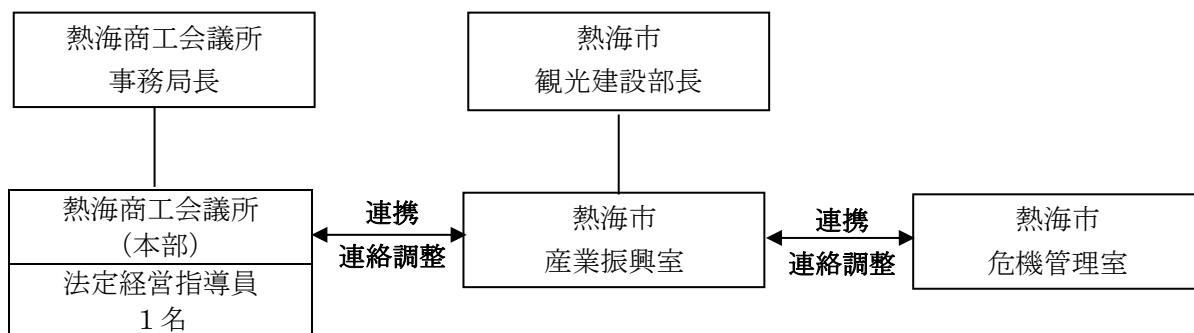
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 鈴木大樹 (電話 0557-81-9251)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

当所の法定経営指導員を中心として、本計画に具体的に取組み、隨時小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ、小規模事業者のBCP策定進捗状況を管理し、半年ごとに進捗状況を確認する。また、他の職員に対し、指導や助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価や見直しを実施する。

(3) 热海商工会議所、関係市連絡先

①热海商工会議所 経営サポート課

〒413-0014 静岡県热海市渚町8番2号

電話 0557-81-9251 FAX 0557-82-0048

E-mail info@atamicci.or.jp

②関係市

热海市役所 観光建設部観光経済課産業振興室

〒413-0015 热海市中央町1番1号

電話 0557-86-6204 FAX 0557-86-6199

E-mail sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	150	150	150	150	150
広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

静岡県・熱海市補助金、参加費、静岡県中小企業診断士協会、東京海上日動火災保険株式会社

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 静岡県中小企業診断士協会 会長 清水進矢 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサード3階
2. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡東部支社 支社長 小島典子 三島市文教町1-9-11 Z会文教町ビル6F
3. 三島信用金庫 热海支店 支店長 野中茂友 热海市中央町12-27
連携して実施する事業の内容
1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知 2. 小規模事業者事業継続計画等の策定とフォローアップ 3. 事業継続計画等策定に関するセミナー・個別相談会の実施 4. 損害保険（ビジネス総合保険）等の紹介
連携して事業を実施する者の役割
1. BCP普及促進セミナー、リスクファイナンスセミナーの講師派遣、個別相談会への専門家派遣 2. 市内小規模事業者の事業継続力強化計画やBCPの策定・BCP特別保証予約認証取得への支援 3. 热海商工会議所自身のBCP策定に関する助言 4. 市内小規模事業者の復旧時の資金繰り対策への助言、会員企業へのビジネス総合保険の加入促進
連携体制図等
<pre>graph TD; A[熱海商工会議所] --> B[中小企業診断士協会]; A --> C[東京海上日動火災保険]; A --> D[三島信用金庫]; B --> E[BCP等策定に向けた個別相談 ・BCP特別保証の予約認証支援]; C --> F[ビジネス総合保険加入勧奨]; D --> G[BCP特別保証の予約認証支援]; E --> H[市内小規模事業者]; F --> H; G --> H;</pre>